

# 令和6年度

## 地域づくり交付金 事例集

### 河辺地域



### 秋田市

河辺市民サービスセンター



# 高齢者の日常生活支援

|       |                                 |
|-------|---------------------------------|
| 申請団体  | 日常生活支援式田会                       |
| 事業概要  | 高齢者世帯等が地域で暮らせるよう、日常生活への支援活動を行う。 |
| 交付確定額 | 70,000 円                        |



## ★ コメント ★

本事業は、高齢者世帯や一人暮らしが増えている現状において、住みよい式田地区にすることを目標としており、住民同士が助け合いながら通院補助や自宅周りの環境整備を行うことにより、地域で課題解決できる関係の構築を目指します。

# 新しいスポーツを通じた地域住民の世代間交流と心身の健康・体力づくり

|       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 申請団体  | 河辺小学区スポーツ協会                      |
| 事業概要  | 世代間交流と健康・体力づくりのため、モルック等の教室を開催する。 |
| 交付確定額 | 256,000 円                        |



## ★ コメント ★

本事業は、スポーツ等を通じた世代間交流や心身の健康・体力づくりを目標としており、屋内外で子どもから高齢者まで、誰でも簡単に楽しめるモルック・ポッチャの教室や交流会を開催するなど、今後も地域の皆さんが気軽に参加できる機会を提供していきます。





◎地域づくり交付金とは

地域づくり交付金は、地域の課題解決や地域力向上などに取り組む公益的な活動を支援する制度です。

◎対象となる事業は

4月1日から翌年3月31日まで実施され完了する事業

- ・地域の課題解決—地区防災避難訓練の実施など
- ・地域の連携促進—地域世代間交流イベントの開催など
- ・地域力の向上 —地域住民で身近な史跡を巡って記録誌作成など
- ・地域の魅力普及—地域に古くから伝わる踊りや、郷土料理の復活・継承など

◎交付金額は

事業1件につき5万円以上50万円以下です。

1年目から3年目までは交付対象経費の全額。4年目は交付対象経費の3分の2。5年目は交付対象経費の3分の1です。

なお、詳しい内容については「地域づくり交付金の手引き」をお読みください。

ご相談は、各地域の市民サービスセンターの窓口でお伺いいたします。また、他の市民サービスセンターでもご相談をお伺いいたします。

ご相談をお待ちしております。

## 地域づくり交付金の継続事業の 交付対象期間を延長する特例措置について

地域づくり交付金の交付対象期間は、最初に交付した年度から起算して、5年を限度としています。ところが、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を継続実施できなかったため、申請を行わなかった年度については、交付対象期間に含めないとする措置を取っています。

令和6年度以降に対象事業が複数年交付を受ける際は、下記の期間計算の例を参考にしてください。

なお、交付期間を延長する特例措置については、平成29年度から令和4年度の間、1年目の交付を受けた事業が、対象となる可能性があります。詳しくは、裏表紙に記載の申請窓口となる市民サービスセンターでご確認のうえ申請するようご注意ください。

### 【継続事業の通常の期間計算】

- ・同一事業が交付対象となる期間は最初に交付した年度から起算して5年間が限度です
- ・4年目は、交付対象経費の3分の2に相当する額とし、5年目は、交付対象経費の3分の1に相当する額としています

|     |           |      |      |      |      |      |       |
|-----|-----------|------|------|------|------|------|-------|
| 例 A | 交付状況      | 交付確定 | 交付確定 | 交付確定 | 交付確定 | 交付確定 | 交付対象外 |
|     | 交付年度      | 1年目  | 2年目  | 3年目  | 4年目  | 5年目  | 6年目   |
|     | 交付対象経費の割合 | 全額   | 全額   | 全額   | 3分の2 | 3分の1 | -     |

通常は、最初に交付した年度の次の年度からは申請のない場合も2～5年目として期間に算入されます

|     |           |      |      |      |      |      |       |
|-----|-----------|------|------|------|------|------|-------|
| 例 B | 交付状況      | 交付確定 | 申請なし | 申請なし | 申請なし | 申請なし | 交付対象外 |
|     | 交付年度      | 1年目  | 2年目  | 3年目  | 4年目  | 5年目  | 6年目   |
|     | 交付対象経費の割合 | 全額   | -    | -    | -    | -    | -     |

### 【令和2年度から令和5年度の間継続事業の対象となる場合の期間計算の特例適用について】

①平成29年度以後に初めて交付対象となった事業のうち、②令和2年度から令和5年度までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響により交付対象事業を実施することができず、交付金の交付決定を受けていない年度がある場合、当該年度は交付年度の期間に算入されないため、以下のような取扱いになります

|           |      |               |                            |                                  |      |
|-----------|------|---------------|----------------------------|----------------------------------|------|
| 例 C       | 対象年度 | H31(R元)年度     | R2年度～R5年度                  | R6年度                             | R7年度 |
|           | 対象事業 | 実施により<br>交付申請 | 新型コロナの影響により<br>実施不可のため申請なし | 交付申請あり<br>(特例適用により<br>2年目の事業とする) | 交付申請 |
|           | 交付状況 | 交付確定          |                            | 交付確定                             |      |
|           | 交付年度 | 1年目           | ※特例で期間(年数)に算入しない           | 2年目                              | 3年目  |
| 交付対象経費の割合 | 全額   | -             | 全額                         | 全額                               |      |

令和6年度以降は、継続事業として申請しない年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による期間計算の特例が「適用されない」ため、通常どおり、申請の有無にかかわらず、2～5年目として期間に算入されます

|           |      |               |                            |      |      |  |       |
|-----------|------|---------------|----------------------------|------|------|--|-------|
| 例 D       | 対象年度 | H31～R3年度      | R4年度                       | R5年度 | R6年度 | R7年度                                     | R8年度  |
|           | 対象事業 | 実施により<br>交付申請 | 新型コロナの影響により<br>実施不可のため申請なし |      | 申請なし | R4、R5年度<br>※特例適用により<br>5年目の事業<br>として申請可能 | 交付対象外 |
|           | 交付状況 | 交付確定          |                            |      |      |  |       |
|           | 交付年度 | 1～3年目         | 特例で期間(年数)に算入しない            |      | 4年目  | 5年目                                      | 6年目   |
| 交付対象経費の割合 | 全額   | -             | -                          | -    | 3分の1 | -  |       |

地域づくり交付金は、地域の課題解決や地域力向上などに  
取り組む公益的な活動を支援する制度です。

平成23年度より令和6年度までの間に延べ780件を超える  
事業に活用されています。

皆様の地域でも、この事例集を参考にして、皆様の意欲やア  
イデアを活かし、住みよい地域づくりの活動に、地域づくり交付  
金を活用してみたいかですか。

ご相談をお待ちしております。

## 秋田市 市民生活部 河辺市民サービスセンター

〒019-2692 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2

TEL: 882-5161 FAX: 882-3051

E-mail: ro-sckb@city.akita.lg.jp

事例集はホームページでご覧いただけます。

秋田市 地域づくり交付金

検索

